

# お知らせ

## まちのデータ

(令和3年(2021年)3月末日現在)

人口 2万6,050人  
 男 1万2,358人  
 女 1万3,692人  
 1万660世帯

交通事故発生件数  
 (3月中、物損含む)  
 有田川町 44件  
 死者0人 負傷1人  
 湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
 電話番号



吉備庁舎  
 金屋庁舎  
 清水行政局

52-2111

城山 23-0001  
 粟生 22-0351  
 五郷 22-0254  
 安出 26-0001  
 水出 52-5356  
 ALEC (アレック) 52-4730

環境セ 52-5384  
 プラスチック収集場 52-7855  
 休日急患診療所 52-4882  
 有田聖苑 52-3055  
 子育て支援センター { 52-5474  
 090-7966-1697  
 有田川町少年センター 52-8744

### 相談

#### 5月の行政相談

●5月26日(水)

きび保健福祉センター 13時30分  
 ～16時

問 総務課 (吉備庁舎)

### 国民年金

#### 離婚時の年金分割制度 ご存じですか?

「離婚時年金分割制度」とは、離婚をした場合に、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができ、それぞれ自由に手続を行っていただく必要はありません。

#### ①合意分割制度

・2人からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2人の合意、または裁判手続きによって決定されます。

#### ②3号分割制度

・国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以

上60歳未満の方)であった方からの請求により、年金を分割できます。

・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。

・平成20年(2008年)4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります。

問 住民課 (吉備庁舎)・和歌山西年

金事務所 ☎073・447・1660

### 保険

#### 今年度から保険料軽減措置が 変更されます

後期高齢者医療の保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額(5万304円)と被保険者の所得に応じて決まる所得割額(9.51%)の合計額です。世帯の所得

が低い方に対しては均等割額が軽減される措置があります。その均等割額の軽減措置が変更されます。

年度	低所得者均等割軽減
令和2年度	7.75割軽減
令和3年度	7割軽減

また、税制改正の影響から保険料算出に用いる所得の基礎控除額が次のとおり変更されます。令和3年度保険料額の通知は7月中旬に送付します。

年度	基礎控除額
令和2年度	33万円
令和3年度	43万円

※均等割額軽減の所得影  
 要件も税制改正のものと  
 響を考慮したものは所  
 なり基礎控除額は段階  
 得に応じて段的に  
 変更されます。

問 住民課 (吉備庁舎)・

和歌山県後期高齢者医療広域連合  
 ☎073・428・6688

### 献血

#### 5月の献血

●5月18日(火)

金屋庁舎 10時～12時・13時～16時

●5月22日(土)

・スーパースタターオークワ有田川  
 店 10時～12時・13時～16時30分  
 ※内容変更があった場合、町ホームページでお知らせします。適宜ご確認ください。

問 健康推進課 (金屋庁舎)